



島根県報

令和5年6月23日（金）

号外第79号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第431号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	488号	益田市匹見町匹見イ 1855番1地先から同イ 1857番1地先まで	前	メートル 5.43～ 10.36	メートル 92.02	益田県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	5.43～ 10.66	92.02	

島根県告示第432号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	木次横田線	雲南市木次町寺領424番1地先から同342番2地先まで	前	メートル 7.10～ 45.08	メートル 912.20	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	10.88～ 106.64	912.20	

島根県告示第433号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮770番6地先から同1057番3地先まで	メートル 156.60	令和5年 7月3日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃		183.90	令和5年 7月3日		
〃	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所84番3地先から同1726番6地先まで	15.86	令和5年 6月23日		